

北部大阪都市計画地区計画の決定（吹田市決定）

都市計画千里丘西地区地区計画を次のように決定する。

1. 地区計画の方針

| | |
|--------------------|--|
| 名 称 | 千里丘西地区地区計画 |
| 位 置 | 吹田市千里丘西地内 |
| 面 積 | 約 4.1 ha |
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針 | 地区計画の目標 本地区は、吹田市北部の千里丘陵の東端に位置し、企業厚生施設跡地が民間宅地開発により宅地造成され、土地利用転換が図られる地区である。 本地区の目標としては、隣接する住宅地と調和を図るとともに、現存する樹林地を保全する。 |
| | 土地利用の方針 本地区は、周辺の住環境に配慮した適正な土地利用を図るとともに、現存する樹林地を保全する。 |
| | 建築物等の整備の方針 周辺のまちなみとの調和を図るため、建築物等の形態又は意匠の制限、及びかき若しくはさくの構造の制限を定めるとともに、敷地内緑化に努める。 |

2. 地区整備計画

| | | | |
|--------|------------|---|--|
| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | 建築物等の形態 又は意匠の制限 | 建築物等のデザイン及び色彩は、周辺地域の景観を考慮し調和のとれたものとする。 屋外広告物を設置するときは、周囲の環境と調和するよう、設置場所、大きさ、色彩等に配慮する。 |
| | 建築物等に関する事項 | かき又はさくの構造の制限 | 道路に面してかき又はさくを設置する場合は、生垣又は透視可能なネットフェンス・鉄柵等の構造とする。また、高さなどを考慮し、周辺との一体感を確保するように努める。 |
| | 土地利用に関する事項 | 現存する樹林地、草地等で良好な居住環境の確保に必要なものの保全を図るための制限 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 良好な環境の確保のため、敷地に含まれる計画図に示す位置の範囲の樹林地を保全する。 2. 保全する樹林地の区域には建築物その他の工作物を建築、築造又は設置してはならない。ただし、公益上又は管理上やむを得ない行為、その他地区計画の目標を実現するうえで支障のない行為についてはこの限りではない。 |

「区域は計画図表示のとおり」